

○本庄市公共工事前金払要綱

平成18年1月10日

告示第167号

改正 平成18年3月10日告示第235号

平成20年9月19日告示第234号

平成26年9月30日告示第313号

平成28年7月7日告示第255号

平成28年8月15日告示第309号

令和2年1月22日告示第29号の2

令和4年3月31日告示第122号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）第43条の規定による公共工事に要する経費の前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲等)

第2条 前金払の範囲は、1件の請負代金の額が300万円以上の公共工事で、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事とする。

2 公共工事（土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量を除く。）の前金払の割合は、当該公共工事の請負代金の額の4割以内とする。ただし、前金払をした後に請負代金の額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代金の額の5割以内とする。

3 公共工事（土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量に限る。）の前金払の割合は、当該公共工事の請負代金の3割以内とする。ただし、前金払をした後に請負代金の額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代金の額の4割以内とする。

4 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る2年以上にわたる契約における前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の金額に対してすることができる。

5 前金払の額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(前払金の申請等)

第3条 前金払を受けようとする者は、契約締結後速やかに前払金請求書(様式第1号又は様式第2号)に保証事業会社の発行する保証証書を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請があった場合、市長は、同項の当該請求書を受理した日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前払金は、第1項の保証証書に記載された前払金預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(前払金の変更)

第4条 公共工事の内容の変更その他の理由により請負代金を増額し、又は減額したときは、当該公共工事に応じ次のいずれかの規定により精算するものとする。

(1) 本庄市建設工事請負契約約款(平成28年7月15日市長決裁)

(2) 本庄市土木設計業務等委託契約約款(平成27年3月30日市長決裁)

(3) 本庄市建築設計業務委託契約約款(平成27年3月30日市長決裁)

(4) 本庄市業務委託契約約款(公共工事関係等)(令和元年11月25日市長決裁)

(前払金の使途制限)

第5条 前払金は、当該公共工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該公共工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該公共工事の施工に要する費用として必要な経費以外に充ててはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の本庄市公共工事前金払要綱（平成8年本庄市告示第93号）又は児玉町公共工事前金払要綱（平成9年児玉町訓令第11号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月10日告示第235号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日告示第234号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。
- 3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則（平成26年9月30日告示第313号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月7日告示第255号）

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年8月15日告示第309号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年1月22日告示第29号の2）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第122号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。